

福岡市発達障がい者支援・
障がい者就労支援センター（仮称）
基本計画（案）

平成31年 月

福岡市

目 次

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| I | 本計画策定について | 1 |
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | 経緯 | 1 |
| II | 部門構成及び各部門の機能 | 6 |
| 1 | 発達障がい者支援部門（福岡市発達障がい者支援センター） | 6 |
| 2 | 障がい者支援部門（福岡市障がい者就労支援センター） | 9 |
| 3 | 管理部門 | 10 |
| III | 主な関係機関との連携 | 11 |
| IV | 整備地について | 13 |
| 1 | 位置 | 13 |
| 2 | 概要 | 14 |
| 3 | 法令規制等 | 15 |
| V | 施設建築計画 | 17 |
| 1 | 施設建築の基本方針 | 17 |
| 2 | 施設の規模 | 17 |
| 3 | ゾーニング計画 | 19 |
| 4 | 施設配置計画 | 21 |
| VI | 施設運営計画 | 22 |
| VII | 今後のスケジュール | 22 |

I 本計画策定について

1 目的

本計画は、「発達障がい児・者支援等拠点施設（仮称）基本構想（平成30年3月策定）」に基づき、平成30年5月から8月に開催された福岡市地域生活支援協議会（就労支援部会）での検討結果をあわせて、「福岡市発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）」（以下「本センター」）の、より具体的な施設面積や配置イメージを示し、事業計画の基本的方向を定めることを目的とする。

なお、基本構想においては、施設名称を「発達障がい児・者支援等拠点施設（仮称）」とされていたが、本計画より「発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）」と改める。

2 経緯

(1) 福岡市保健福祉総合計画の策定

① 基本理念

平成28年6月に策定した福岡市保健福祉総合計画において、障がい者分野の基本理念を以下のとおりとしている。

基本理念

福岡市では、これまでも「障がいのある人とない人が等しく地域の中で自立し、社会の一員として共に生きる社会」をめざし、障がい福祉施策を進めてきました。今後、「人口急増・超高齢化社会」といった、深刻な社会情勢の変化が予想される中、高齢障がい者及び、「親なき後」の地域での生活を見据えた総合的な支援など、『障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの能力を最大限発揮し、地域や家庭でいきいきと生活することのできるまちづくり』をめざします。

② 基本理念の実現に向けた考え方

基本理念の実現に向け、以下の考え方に基づき施策を総合的に実施することとしている。

- i 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ii 当事者本位の総合的な支援
 - 一人ひとりが主体的に歩いていく人生において、生涯の全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、就労などの各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。
- iii 障がい特性に配慮した支援
 - 障がいのある人への支援は、性別や年齢、発達障がいや強度行動障がいなどの障がいの状態、生活の実態などに応じ、個別的な支援の必要性を踏まえて実施するとともに、周囲の理解の促進に向けた広報・啓発活動の推進や人材の育成など施策の充実を図ります。
- iv 地域社会における共生
- v 差別の解消
- vi アクセシビリティの向上

③ 基本目標

基本理念・考え方に基づき、6つの基本目標を定め、各施策を実施している。

- i 地域で安心して生活するための支援の充実
- ii 就労支援・社会参加支援の充実
- iii 障がいに対する理解の促進
- iv 権利擁護の推進
- v 差別解消のための施策の推進
- vi 障がいのある子どもへの支援の充実

施策の中で、より本センターの機能と関連の深い施策は下記のとおりである。

| | |
|---------------|------|
| 施策 1-1 | 相談支援 |
|---------------|------|

- 障がい種別に関わらず、指定特定相談支援事業所のバックアップや困難事例への対応、サービス未利用者への支援などを行う区の基幹相談支援センター設置を検討します。

注) 平成29年度より市内14カ所に設置している。

| | |
|---------------|-------------|
| 施策 1-9 | 発達障がい児・者の支援 |
|---------------|-------------|

- 発達障がい児・者への支援については、発達障がいへの理解が進んでいないことや、一人ひとりの障がい特性に応じた支援が十分ではないことなどにより、精神障がいなどの二次障がいの発生が指摘されています。
- 幼児期から学齢期、成人期までの一貫した支援を進めるため、発達障がい者支援センター、療育センター、障がい者就労支援センター、発達教育センター、精神保健福祉センターなどの発達障がい関連施設の有機的な連携のあり方（既存の社会資源の集約再編、機能強化、利便性向上を図ることなど）を検討します。

施策2-1

就労支援

- 就労支援センターを中心に、関係機関と連携しながら、就労移行支援事業所のスキルアップや企業の開拓を進めます。
- 就職への困難度が高い、精神・発達障がい者への支援の充実を図るなど、社会情勢や雇用情勢の変化に応じた柔軟な施策の実施を図ります。
- 障がいのある人を雇用する企業へのサポート体制を構築し、障がいのある人も企業も安心して働くことのできる環境整備を実施します。

施策6-3

発達障がい児の支援

- 発達障がい者支援センターを中心に、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対し、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じ、障がいの特性を踏まえた相談や一貫した支援を行います。
- 専門家や団体、事業者、保健・教育・福祉関係者などで構成する「発達障がい者支援協議会」などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- 発達障がいへの理解を促進するため、啓発活動に取り組みます。

(2) 発達障がい者支援に関する検討

福岡市では、平成18年12月に設置した発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児・者及びその家族の相談に応じるとともに、関係機関と連携し、支援を行ってきたところであるが、平成28年6月には福岡市の発達障がいに関する施策の充実を図るため、福岡市発達障がい者支援協議会幹事会（支援体制検討部会）にて発達障がい者の支援体制に関する検討が開始され、平成28年10月に、同幹事会から福岡市に対し、報告書が提出された。

(3) 障がい者就労支援に関する検討

障がい者就労支援センターは、平成15年4月の開設から現在に至るまで、関係機関と連携しながら、就労を希望する障がい者の相談に応じるとともに、就職活動や就職後の職場定着支援、職場開拓を行ってきた。

しかし、近年は、同様の支援を行う「民間就労支援機関」が増加するなど、同センターを取り巻く状況は変化している。

こうした状況を踏まえ、同センターについて、現状と課題の整理を行うとともに、より効果的な就労支援を行うことができるよう、民間就労支援機関との役割の分担も考慮しながら、あり方について検討を行った。

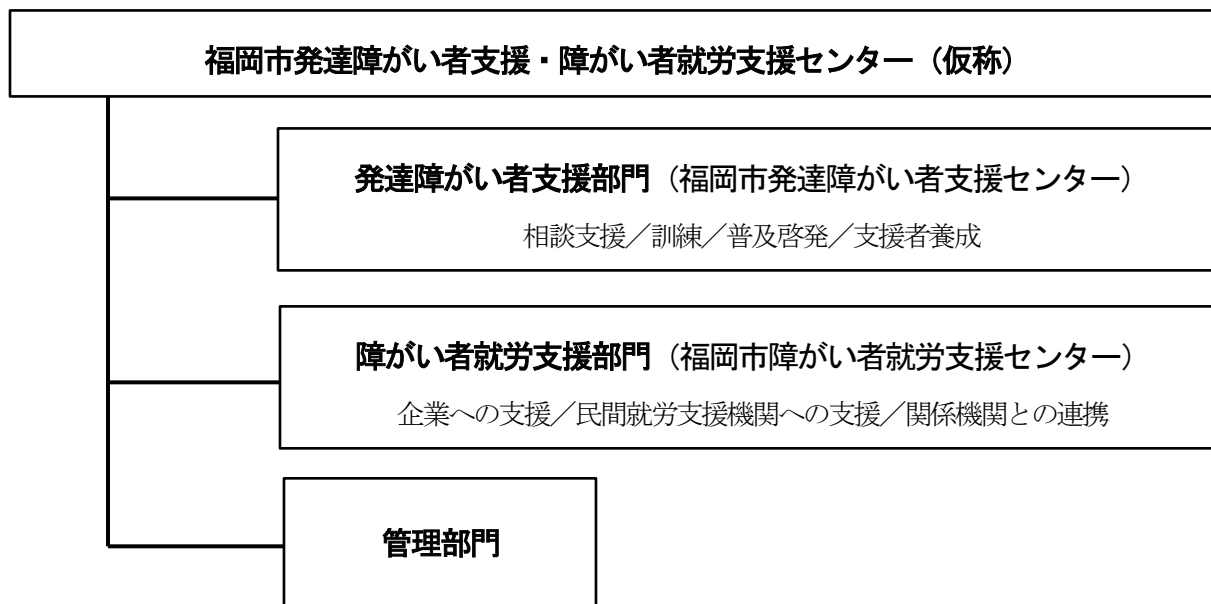
注) 「民間就労支援機関」とは

就労系障がい福祉サービス等の、障がい者の就労支援を行う民間の機関

(4) 基本構想の策定

福岡市保健福祉総合計画の考え方及び発達障がい者支援に関する検討の結果を踏まえ、発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約した施設を整備することとし、両センターの現状と課題を整理し、平成30年3月に「福岡市発達障がい児・者支援等拠点施設（仮称）基本構想」を策定した。

II 部門構成及び各部門の機能



1 発達障がい者支援部門

(1) 相談支援

発達障がい児・者やその家族、関係機関の支援者等の総合的窓口として、発達、教育、余暇活動等に関する様々な相談に応じる。

【想定必要諸室】相談室，療育室等

- ① 発達障がいの特性は様々であることに加え、知的障がいや強度行動障がいなどと重複している場合もあることから、発達障がい児・者本人や家族、学校等からの相談を受け、個々の特性や生活の実態、本人の意向等に応じ問題点を把握、整理したうえで、医療、生活支援、就労支援等について本人にとって必要なものを選別し、助言等を行い、必要に応じ適切な支援機関につなぐ。
- ② 就労を希望する発達障がい者については、本センターの就労支援部門が実施したアセスメント（職業評価）の結果を活かす等、就労支援部門と協力して対応し、区障がい者基幹相談支援センターによる生活支援、障がい福祉サービスにおける生活訓練や就労移行支援といった、就労に向かう過程の中で考えられる様々な支援のうち、本人にとって適切なものにつなぐ。

- ③ 相談を受けた発達障がい児・者について特性を把握，整理し，本人や家族が特性を理解するとともに，支援者に対し説明できるよう，「サポートファイル」の作成を支援する。

注)「サポートファイル」とは

発達障がい児・者本人の障がい特性を整理して記入できる冊子で，本人又はその保護者が相談・支援を受ける際，支援者に対して必要な情報を提供したり，ライフステージが変わる際，新しく支援を担当する機関に対し，本人の障がいに関する情報を伝達するためのもの

- ④ 身近な地域での発達障がいの相談窓口を増やすことで，本センターにおける相談件数を減らし，相談者の待機時間を短縮することを目指し，発達障がいの相談の一部を各区障がい者基幹相談支援センターが担うことができるよう，各区障がい者基幹相談支援センター職員へ発達障がい者に対する面接技法等の研修を実施する。
- ⑤ 発達障がいの相談窓口における情報共有を図るため，本センターや各区障がい者基幹相談支援センター等，発達障がいの相談を受ける機関が一堂に会した定期的な情報交換会を開催する。

(2) 訓練

障がいの理解，生活の質の向上，社会参加の促進のため，訓練を行う。

【想定必要諸室】訓練・作業室，訓練用相談室等

- ① 家庭で過ごしている期間が長い発達障がい者について，家庭以外の場面において重要なコミュニケーション等の能力向上を図る訓練を実施し，障がい福祉サービス事業所の定期的な利用や，就労支援につなぐ。
- ② 障がいの特性により，支援を受ける場所が変わることや，支援者がかわることに大きなストレスを感じる発達障がい児・者に対しては，相談支援の担当者とも密に連携をとり，効果的な訓練が実施できるよう，訓練を担当する職員及び利用する諸室を確保し，障がい福祉サービスの自立訓練（生活訓練）事業所をセンター内で運営する。

(3) 普及啓発

発達障がいについて理解を促すための普及啓発活動を行う。

【想定必要諸室】 研修室等

- ① 発達障がいについて広く市民の理解を深め、社会生活において発達障がい児・者が過ごしやすい環境を目指すとともに、発達障がいを早期に気づく周囲の目を育てるため、一般市民向けセミナー、世界自閉症啓発デーの街頭啓発、各種イベント等を実施する。
- ② 保護者が発達障がい児・者の家族の話を聞き、経験を共有したり必要な情報を得ることで、心理的に安定できることを目指し、ペアレントメンターを養成し、活用する。

注) 「ペアレントメンター」とは

親の会での活動歴が2年程度ある発達障がい児・者の親で、ペアレントメンター養成講座を受講した人。

- ③ 療育センター等の施設で行う療育とあわせて、家庭の子育てにおいても早期から適切に対応できるよう、保護者が「Pステップ」を受けられる機会を増やすため、療育センター等の職員に対し「Pステップ」講師養成研修を実施し、療育センター等において実施できる体制をつくる。

注) 「Pステップ」とは

発達障がい者支援センターで考案した発達障がいの子どもの行動に注目し、関わり方を考え、実践する保護者向け学習会

(4) 支援者養成

発達障がい児・者の支援に携わる人材の育成を行う。

【想定必要諸室】 研修室， 展示室等

- ① 事業所等の利用者の年代や特性に応じたよりよい障がい福祉サービスを提供していくため、障がい福祉サービス事業所や、放課後等デイサービス事業所の職員に向けた機関コンサルテーションを実施する。

注) 「機関コンサルテーション」とは

発達障がい児・者の支援を行う機関を対象に、一定期間定期的に訪問し、支援における課題の解決方法を機関とともに検討する実践的研修

- ② 各区障がい者基幹相談支援センター、障がい福祉サービス事業所等の支援能力を高め、身近な地域での相談・支援体制を充実させるため、本センター職員が事業所等の支援者と一緒に支援を行うなど実践的研修を実施する。
- ③ 小中学校全体の発達障がい児に対する支援力を向上させ、不登校等、学齢期の不適応を未然に防止することを目指し、小中学校における発達障がい者支援をバックアップしている特別支援学校の職員に向けた機関コンサルテーションを実施する。
- ④ 発達障がいの特性に配慮した支援に必要となる「構造化」のツールや教材など組み合わせた標準的なモデルを製作し、幼児期から成人期までライフステージに応じた構造化モデルを複数、常時展示する。

注)「構造化」とは

発達障がいの特性のため、自分から先を見通すことが難しい人のために、目で見て理解しやすいスケジュールを準備したり、学習や作業をスムーズに行えるように、手順を分かりやすく示すことなど、環境を調整すること。

2 障がい者就労支援部門

(1) 企業への支援

企業に対し、障がい者雇用について啓発を行い、雇用を促進するとともに、障がい者が就労を継続するための支援の充実を図る。

【想定必要諸室】 研修室等

- ① 企業からの障がい者を雇用するうえでの相談に対応し、助言を行う。
- ② 企業向けのセミナーや出前講座（社内研修等への講師派遣）を実施する。
- ③ 実習先企業の開拓等を行う。

(2) 民間就労支援機関への支援

民間の就労支援機関が自らのスキルを高め、障がい者に対して必要な支援や対応を行うための技術的な支援の充実を図る。

【想定必要諸室】 相談室，研修室，アセスメント室等

- ① 民間の就労支援機関に対し、事業所向けセミナーや個別ケースを通じた研修を行う。
- ② 企業や実習先に関する情報を提供する。
- ③ 民間の就労支援機関からの利用者を支援するうえでの相談に対して、アセスメント（職業評価）を含めた助言等を行う。

(3) 関係機関との連携

区障がい者基幹相談支援センター等の関係機関に対し、就労支援機関に関する情報提供等を行う。

【想定必要諸室】 アセスメント室等

- ① 就労支援機関に関する情報を集約し、関係機関に情報提供を行う。
- ② 関係機関の利用者を、適切な機関につなげるため、当該機関の要請に基づき利用者に対して、就労に関するアセスメントを実施する。

3 管理部門

施設の利用受付や案内をする。

本センターの庶務，センター全体の管理及び手数料関係の事務を担当する。

Ⅲ 主な関係機関との連携

- 心身障がい福祉センター，西部療育センター，東部療育センター

本センターでの相談の過程において，医療面での意見が必要な発達障がい児・者について，医学的助言を行う。

- 精神保健福祉センター

本センターでの相談の過程において，二次障がい等の精神症状に関する医学的助言を行う。

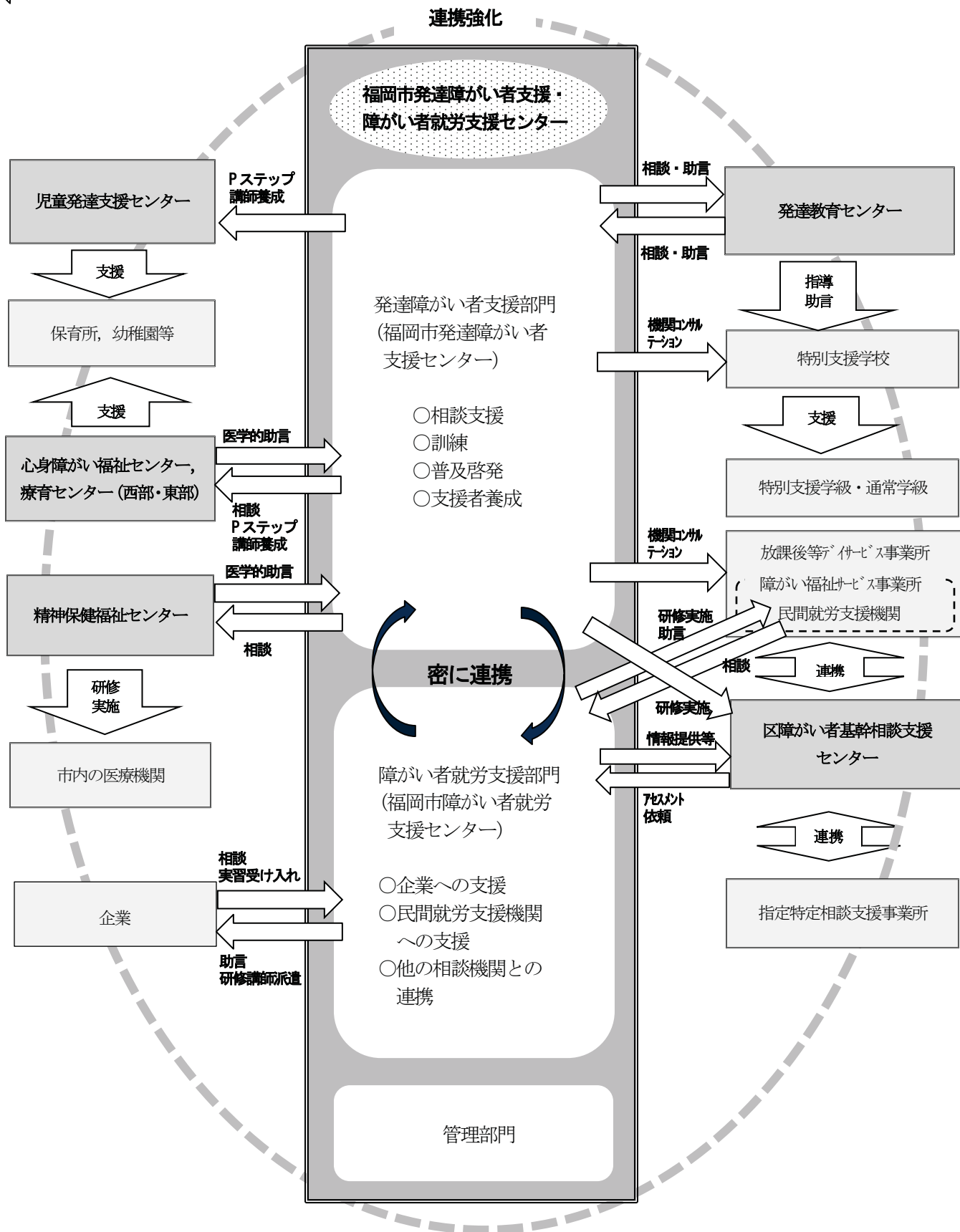
発達障がい児・者の診断ができる医療機関を増やすため，精神保健福祉センターにおいて精神科医や小児科医等に向けた発達障がい対応力向上研修を行っていく。

- 発達教育センター・特別支援学校

本センターにおける学齢期の発達障がい児の相談過程において当該児の学校での状況を踏まえた助言を行うほか，本センター職員が特別支援教育連携協議会に参加する等，教育場面の発達障がいに係る困難さの解消のため，協力をしていく。

本基本計画における関係機関との連携イメージ

← 連携の具体例



IV 整備地について

1 位置

整備地である福岡保護観察所用地は、中央区舞鶴の東に位置し、市立舞鶴小・中学校に隣接した場所である。

地下鉄でのアクセスがしやすい、地下鉄天神駅から約 1.0 km、赤坂駅から約 0.6 km の位置にある。

近隣の精神保健福祉センターや心身障がい福祉センター、百道浜地区に立地する発達教育センター、こども総合相談センター等の関連施設とも連携しやすい立地である。

福岡保護観察所用地について

国有地である福岡保護観察所用地は、国関係施設の敷地として、昭和 13 年及び 14 年に福岡市から国に寄附した経緯があり、国がその用途を廃止した場合において、当該用地を福岡市が公共の用又は直接その用に供するときは、国は当該用地を福岡市に無償で譲与できることとなっている（国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）第 5 条第 1 項第 1 号）。福岡保護観察所は、平成 31（2019）年度に中央区六本松への移転を予定しており、今後、福岡保護観察所用地の取得（2020 年度見込み）に向け国と協議を進めていく。



● 関連施設

2 概要

整備地は、北側に企業オフィスビル、東側に集合住宅、南側及び西側に市道が隣接している。

西側の市道を挟んで市立舞鶴小・中学校があり、整備地の向かい側に車両出入口が設けられており、東側集合住宅の1階には保育所が設置されている。

近隣には長浜公園や舞鶴公民館、精神保健福祉センター等が立地している。

| | |
|--------|---|
| 所在地 | 福岡市中央区舞鶴1丁目101番・101番1 |
| 敷地面積 | 1,106.75 m ² |
| 接道 | 南側：市道 舞鶴 768 号線 幅員 10.9m 西側：市道 舞鶴 775 号線 幅員 8.94m |
| 用途地域など | 商業地域・準防火地域・駐車場整備地区 |
| 建蔽率 | 90% (角地緩和適用：80%+10%) |
| 容積率 | 400% |

角地緩和：建築基準法第53条3項2号による建蔽率の緩和



● 関連施設

3 法令規制等

(1) 用途地域等（建築基準法）

整備地の用途地域は「商業地域」「準防火地域」であり、本センターで想定される建物規模では耐火建築物となるため、主要構造部や外壁の開口部で延焼のおそれのある部分において、建築基準法で示される基準に適合する必要がある。

(2) 建ぺい率、容積率（建築基準法等）

整備地の建ぺい率は都市計画上80%と定められているが、建築基準法第53条第3項第2号の角地緩和の適用を受けられるため、建ぺい率は10%上乘せし、90%として計画する。

整備地の容積率は400%であるため、建築物の延床面積は敷地面積の4倍以下とする。

(3) 景観計画区域内の届出（景観法等）

福岡市全域は景観計画区域であり、整備地は、景観計画区域中一般市街地ゾーンに当たるため、高さが31メートルを超え、又は延床面積が10,000平方メートルを超える建築物については、届け出る必要がある。

(4) 屋外広告物の許可（福岡市屋外広告物条例等）

整備地は、福岡市屋外広告物条例において指定された地域区分において「都心部・空港周辺地域」であり、設置しようとする広告物又は掲出物件の面積の合計が10平方メートルを超える場合は、許可を受ける必要がある。

(5) 中高層建築物の耐震対策（福岡市建築基準法施行条例等）

整備地は、福岡市建築基準法施行条例において指定された区域に当たり、高さが20メートルを超える建築物について同条例第6条の2の規定による構造計算を行うよう努めるべきとされている。

(6) 駐車場附置義務（駐車場法等）

整備地は商業地域であり，建築物が福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例において定められた駐車施設を附置すべき建築物の規模等を超える場合に，同条例に定められた規模の駐車施設を設ける必要がある。

(7) 埋蔵文化財包蔵地・隣接地における工事に当たっての手続き（文化財保護法）

整備地は舞鶴遺跡に関する包蔵地の隣接地に当たり，当該敷地における工事に当たっては，事前審査が必要である。

(8) その他の法令規制

○中高層建築物に関する事前説明（福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例）

高さが10メートルを超える建築物を建てる場合，周辺の居住環境に及ぼす影響に配慮して建築計画を策定するとともに，近隣住民に事前説明を行う必要がある。

○バリアフリー（福岡市福祉のまちづくり条例）

障がいのある人をはじめ，すべての人が安全で快適に利用できる施設となるよう福岡市福祉のまちづくり条例に定められた基準により整備する必要がある。

○省エネ適合性判定（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）

非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物について，工事に着手する前に，建築物エネルギー消費性能確保計画を作成する必要がある。

○節水計画確認書の提出（福岡市節水推進条例）

整備地は雑用水道設置促進区域であり，延床面積3,000平方メートル以上の建築物について，節水計画書を提出する必要がある。

○廃棄物減量に関する計画（福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例）

事業の用途に供される部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物については，廃棄物減量等推進責任者を選任し，廃棄物の減量に関する計画を作成する必要がある。

V 施設建築計画

1 施設建築の基本的方針

基本構想に基づき、施設整備に当たっては下記の3点に配慮するとともに、必要な諸室の確保を行う。

(1) すべての人が使いやすい施設

本センターは、障がいの有無に関わらず、すべての年代の人が使いやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設・設備とする。

(2) 管理しやすく、環境にやさしい施設

日常の管理のしやすさ、ランニングコストの削減に配慮して施設・設備を配置、設置する。

(3) 連携・協力しやすい施設

センター内の各部門が情報を共有し、連携・協力して活動できるよう、事務スペースの一体化や、諸室の配置について配慮する。

2 施設の規模

本センターとして必要な延床面積は2,200 m²程度（詳細算定は次頁参照）と見込んでいる。今後、基本設計の段階で、諸室のレイアウト等とともに必要な延床面積について検討し、精査する。

なお、整備地においては容積率を最大限活用した場合、最大4,400 m²程度の延床面積が確保できることから、本センターとして必要な上記の面積を確保したうえで、市有資産の有効活用を図る観点から、この容積率を最大限活用した整備を行い、最大2,200 m²を目安として、福岡市関連事務所等が入居する新たな事務所機能スペースを整備・確保する。

(参考)「平成22年度地方債同意等基準運用要綱(総務省)に準じた算定

※この要綱は、総務省が庁舎整備に係る記載対象事業費を標準的な範囲内の額とするために庁舎建設に係る標準面積の基準を定めていたもので、平成23年度以降は簡素化等の観点から廃止されているが、その後も多くの自治体で庁舎整備の面積算定基準のひとつとして用いられている。

※この算定基準は、一般執務に必要な面積であり、相談スペース、研修スペース等は含まれていないため、別途積算するものとする。

※この基準に準じると、本センターとして必要な面積は約2,200㎡と算定される

【算定基準に準じて積算した面積】

| 室名 | 考え方 | 面積 (㎡) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------|-----|------|-------|-------|----|-----|---|----|---|---|--------|---|----|---|---|-----|---|---|---|----|----------|---|---|---|----|----|----|---|----|-------|----|----|---|----|---|
| (イ) 事務室 ※応接室を含む | 換算職員1人あたり4.5㎡ | 193.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> <th>換算係数</th> <th>換算職員数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別職</td> <td>0</td> <td>25</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>部長・次長級</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>課長補佐・係長級</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>係長</td> </tr> <tr> <td>係員</td> <td>34</td> <td>1</td> <td>34</td> <td>その他職員</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37</td> <td>—</td> <td>43</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> | | | 職員数 | 換算係数 | 換算職員数 | 備考 | 特別職 | 0 | 25 | 0 | — | 部長・次長級 | 0 | 12 | 0 | — | 課長級 | 1 | 5 | 5 | 課長 | 課長補佐・係長級 | 2 | 2 | 4 | 係長 | 係員 | 34 | 1 | 34 | その他職員 | 合計 | 37 | — | 43 | — |
| | | | 職員数 | 換算係数 | 換算職員数 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特別職 | | 0 | 25 | 0 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 部長・次長級 | | 0 | 12 | 0 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 課長級 | | 1 | 5 | 5 | 課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 課長補佐・係長級 | | 2 | 2 | 4 | 係長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 係員 | | 34 | 1 | 34 | その他職員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 37 | — | 43 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※換算係数は「都道府県、指定都市及び人口50万人以上の市」を採用 ※係員には嘱託員、臨時職員を含む | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ロ) 倉庫 | (イ)の面積の13%相当 | 25.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ハ) 会議室等 | 会議室、便所、洗面所、その他の諸室 7.0㎡に常勤職員数を乗じた面積(その面積が350㎡未満の場合は350㎡) | 350.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ニ) 玄関等 | 玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分 (イ)から(ハ)までの合算面積の40% | 227.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 796.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【別途積み上げて積算する面積】

| 室名 | 面積 (㎡) |
|----------------------------------|--------|
| (イ) 相談スペース | 160 |
| (ロ) 研修スペース | 380 |
| (ハ) アセスメントスペース | 100 |
| (ニ) 展示スペース | 170 |
| (ホ) 訓練スペース | 150 |
| 共用部分(廊下、階段等) (イ)から(ホ)までの合算面積の40% | 384 |
| 合計 | 1,344 |

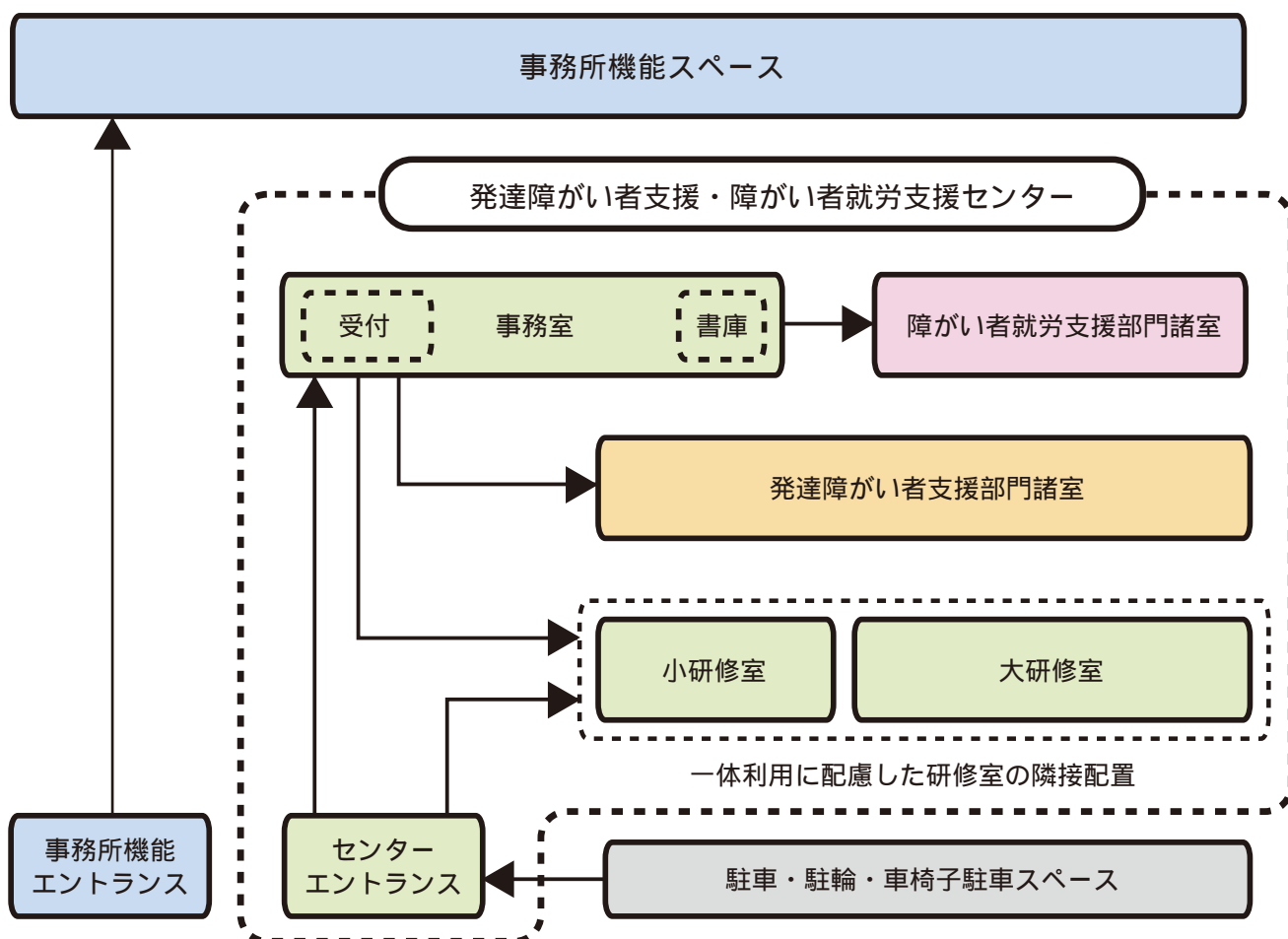
想定面積総計：2140.2

3 ゾーニング計画

本センターの利用者の特性に配慮し、新たに整備する事務所機能スペースの利用者との動線を明確に分離したアプローチ動線を確保するとともに、両機能が同じフロアに混在しないよう断面配置（フロアゾーニング）を検討する。

利用者及び職員の動線に配慮し、相談室及びアセスメント室は事務室と同じフロアに配置することを検討する。

イベント等において一体的に利用できるよう、大研修室及び小研修室は隣接した配置を検討する。



利用導線を明確に分離
二つのエントランス空間

<フロアゾーニングイメージ>

(参考)

諸室配置イメージ

※現時点での検討に基づいたイメージであり，建物の階数やレイアウトについては，今後基本設計・実施設計の段階で検討し，精査する。

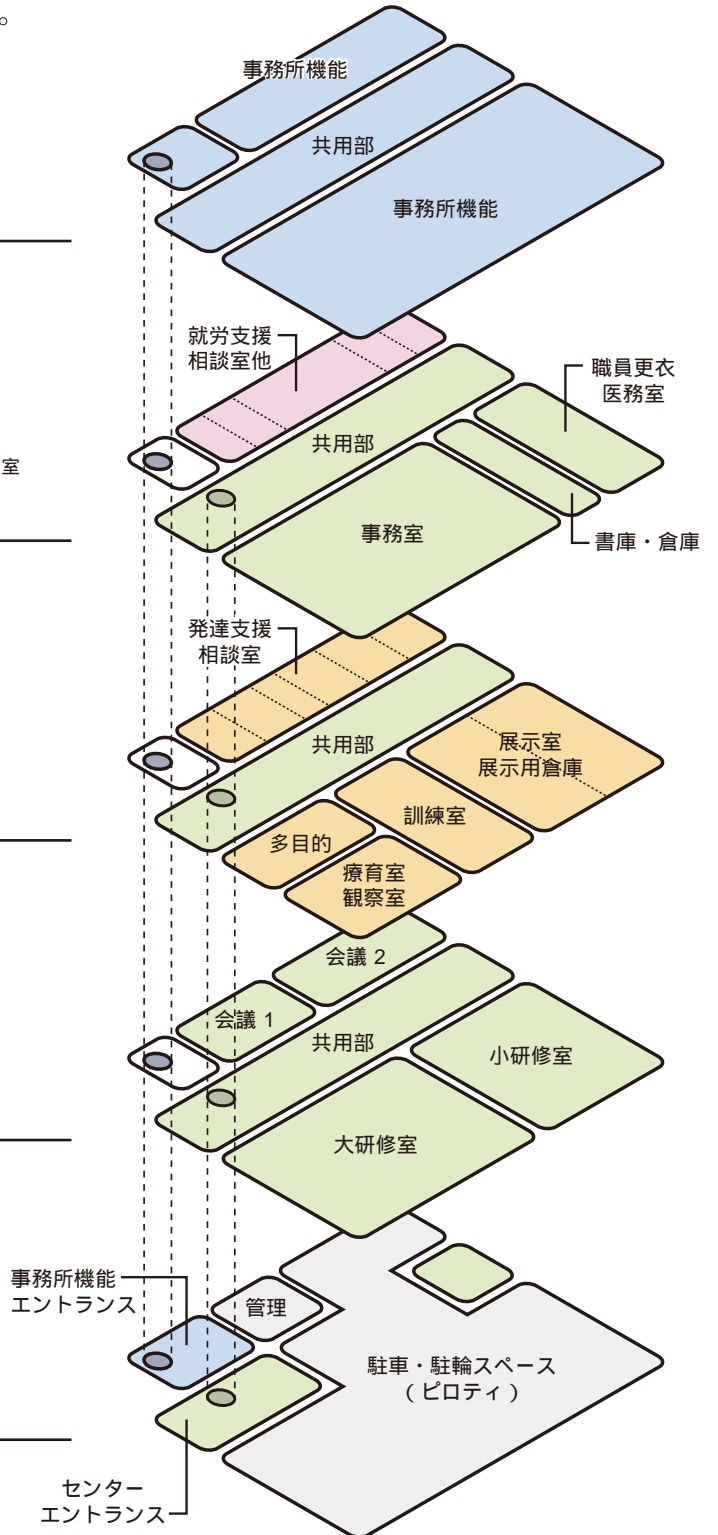
事務所機能スペース
5F.6F.7F

センター / 事務室・就労支援 / 相談室・アセスメント室
4F

センター / 発達支援 / 相談室・展示室・訓練室
3F

センター / 研修室・会議室
2F

エントランス・管理室・駐車駐輪スペース
1F



4 施設配置計画

整備地の東側に保育所が設置されていることから車両出入口の制限（※1）を受けるとともに、南側道路は一方通行であるため、西側道路からの車両出入口（※2）を設置することとし、周辺街区からアプローチしやすい導入動線を検討する。

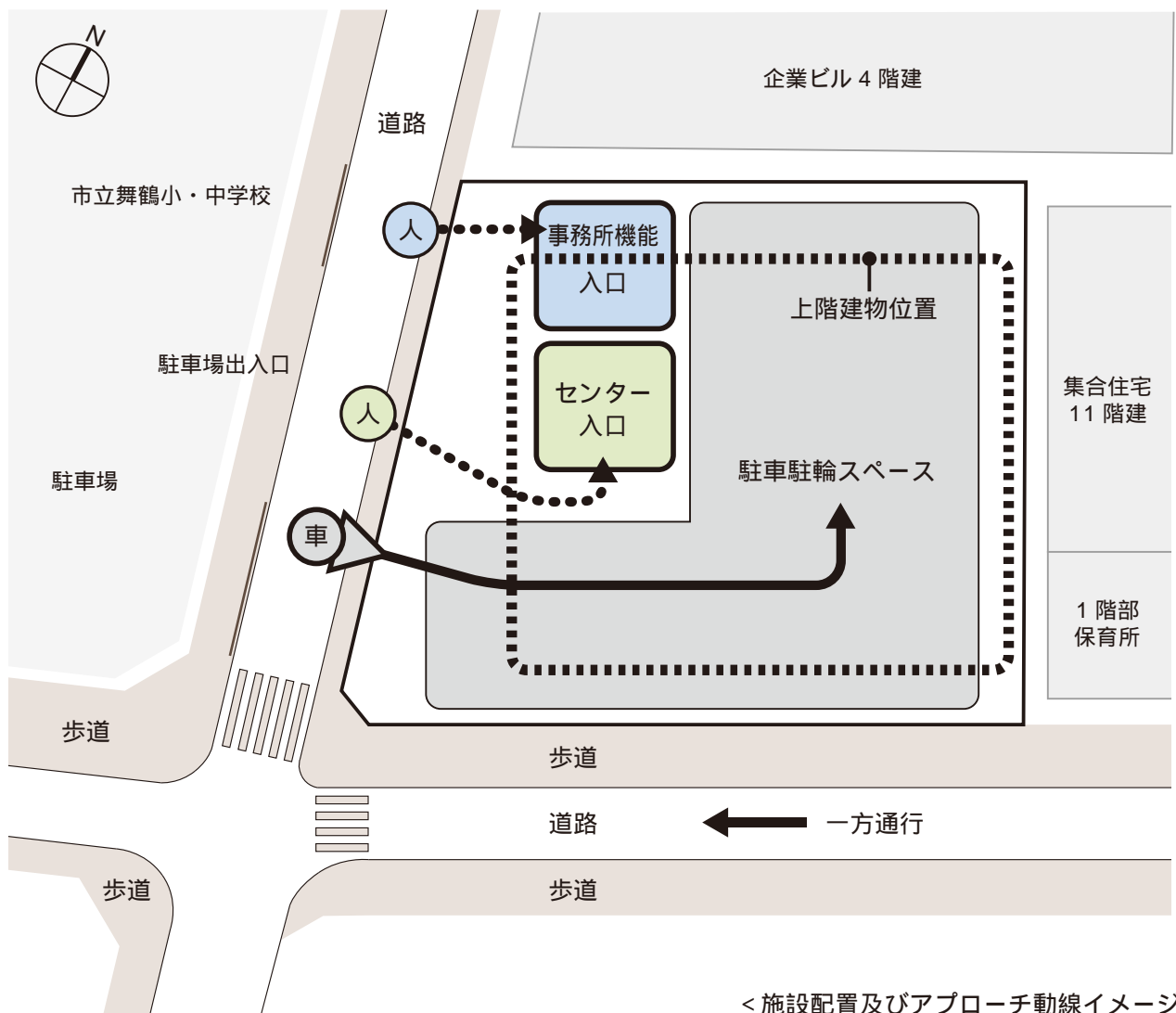
ゾーニング計画及び必要諸室の配置想定により、2階から上階に諸室を配置し、1階部分をピロティとして駐車駐輪スペースの確保を検討する。

（公用車用5台程度、利用者用10台程度（車椅子用1台含む）、駐輪15台程度とする。）

※1：保育所等の出入口から20m以内の部分には駐車場の出入口は設けられない。

※2：交差点の側端から5m以内の部分には駐車場の出入口は設けられない。

「駐車場法第11条及び同法施行令第7条」



VI 施設運営計画

療育センター等既存の障がい者関連施設が指定管理により運営していることを踏まえ、本センターの運営についても指定管理により行う方向で検討する。

運営法人は高度な専門性とノウハウの蓄積があり、かつ、下記に示したものをはじめとする福岡市の方針を十分に理解し運営に反映できる法人を選定する。

○ 専門性を持つスタッフの配置

本センターは、発達障がい者支援と障がい者就労支援の両方において、障がい福祉サービス事業所等の支援機関に対し、技術的支援を行うことをはじめ、一般の方や企業に向けた啓発を行うなど、福岡市全体として発達障がい者支援及び障がい者就労支援の支援力を向上させていくことを目指しているが、そのために専門的知識や豊富な業務経験、高い意欲を持った職員を配置するとともに、長期的に高い専門性を持ち研修講師等の役割を果たせる職員を育成していく体制を構築する。

○ 開館時間、休館日

開館時間、休館日については、現在の発達障がい者支援センター及び障がい者就労支援センターの開館時間、休館日を基本として検討する。なお、大小研修室等についてはイベントや一般への貸出等も含めた多目的な利用を想定しており、これらの諸室が位置するフロアについては、開館時間以外にも対応することを検討する。

VII 今後のスケジュール（予定）

平成31（2019）年度以降は、土地取得からおおむね3年後の開設を目指し、下記について検討をすすめていく。

○基本設計

○実施設計

○運営法人選定

○建設工事